

令和 7 年度
事業計画書

社会福祉法人
呉市社会福祉協議会

目次

I	はじめに	1
II	重点的取組	2
	重点的取組 1 住民主体の地域づくりの推進	
	(地域福祉活動計画の推進)	2
	重点的取組 2 権利擁護の推進	3
	重点的取組 3 「(仮称) 第 4 次呉市社会福祉協議会活動基本計画」	
	の策定	4
III	継続的強化推進事業	4
	1 組織	4
	(1) 法人運営及び組織体制の強化	4
	(2) 人事・労務管理体制の充実・強化	5
	2 財政	5
	(1) 安定した財政基盤の確保	5
	(2) 適正かつ効果的な財源の活用	6
	3 事業	7
	(1) 地域福祉活動の充実	7
	(2) 総合相談支援体制の整備・強化	8
	(3) 生活支援（介護・福祉サービス）の充実	11
IV	その他の強化継続活動	12

I はじめに

新型コロナウイルスをはじめとする感染症は、依然として日常生活に大きな影響を与えており、特に高齢者を中心としたフレイルの増加や、健康への影響が深刻な課題となっています。また、令和6年の能登半島地震や奥能登豪雨災害により、防災意識の再確認と、地域防災・災害支援体制の強化が求められる状況が続いています。こうした中、私たちは生活習慣や社会的なつながりを見直し、地域全体で支え合う仕組みの構築が急務であることを痛感しています。

また、地域共生社会の実現に向けた取り組みはますます重要性を増しており、令和6年には「孤独・孤立対策推進法」が施行され、支え合いやつながりの強化が社会全体で取り組むべき課題として示されました。また、令和7年度を目指した包括的なケア・支援体制の整備が進められる中で、行政や関係機関、地域団体との連携・協働の重要性が、より一層高まっています。

呉市社会福祉協議会では、呉市が令和3年度に策定した「呉市地域福祉計画」と、それを基に令和4年度に策定した「呉市地域福祉活動計画」を踏まえつつ、地域福祉活動を推進してきました。令和7年度は、「（仮称）第4次呉市社会福祉協議会活動基本計画」の策定期限に当たるため、これまでの活動を見直し、各計画の整合を図っていくことで更なる発展を目指せる機会と位置づけています。

地域福祉推進に向けた取り組みを着実に進めるため、行政や関係機関、地域団体との連携を深めるとともに、迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を整備し、地域福祉を支えるスタッフや専門職の連携を一層強化していきます。これにより、多様化する地域住民のニーズに応え、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指してまいります。

引き続き呉市社会福祉協議会へのご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

Ⅱ 重点的取組

1. 住民主体の地域づくりの推進（地域福祉活動の推進）

「はじめに」に記載のとおり，地域共生社会実現のため，地域における具体的な実行計画として地域福祉活動計画を策定し，これに沿った各種活動を推進していますが，地域全体で支え合う地域づくりのためには，地域住民の主体的活動による「地域力の向上」と，専門職や企業をはじめとする団体・機関，行政，社会福祉協議会の連携による地域力の下支えが必要不可欠です。

地域力の向上を目指す取組として，「（１）地域福祉活動計画に基づく事業推進」及び「（２）地域福祉活動の再整備と実施」に取り組み，また各種団体の連携強化を企図して「（３）生活支援体制整備事業の見直し」及び「（４）重層的支援体制整備事業の推進」に取り組みます。

（１）地域福祉活動計画に基づく事業推進

ア．第２期計画に向けた進捗の状況確認と分析，評価の実施

第１期計画の進捗状況を確認し，内容の評価・分析を行うことで，第２期計画の策定に向けた準備を行います。

イ．地区社会福祉協議会活動助成金の助成内容の変更

活動に必要な資金を担保し，地域福祉推進に資するよう，助成金の使途，対象を見直し，効率的，効果的な運用を目指します

（２）地域福祉活動の再整備と実施

ア．ボランティアセンターの整備

現在，十分な活動ができていないボランティアセンターの機能を充実させるため，行政ボランティア担当，関係機関・団体との連携のもと，新たな事業を企画します。

イ．福祉教育の実施プログラムの見直し

特に小学校児童向けの内容について，体験学習も含めた内容を見直し，より効果的なプログラムの開発を行います。

ウ．法人内実施事業の連携強化に向けた取組

社協で実施している各事業間の連携を深め，それぞれのより効率的な事業実施を目指し，事業横断的なカンファレンスや事例検討を積極的に行います。

（３）生活支援体制整備事業の見直し

地域包括支援センター（高齢者相談室）配置の包括的支援推進員と

社協配置の生活支援コーディネーターの役割分担を明確化し、連携しつつ取り組みます。

（４）重層的支援体制整備事業の推進

複雑・複合化した福祉課題に対応するため、市全体の支援関係機関や地域の関係者が「断らず受け止め、つながり続ける支援体制の構築」を基本的な考えとして、重層的支援体制整備事業として次の５つの事業を一体的に実施します。

※重層的支援体制整備事業の５事業とは

（１）相談支援

- ①包括的相談支援事業：属性や世代を問わず包括的な相談に対応
- ②多機関協働事業：市全体で包括的な支援体制を構築
- ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業：支援関係機関等とのネットワークにより潜在的な相談者を見つけ、また、支援が届いていない人に対する支援を実施

（２）参加支援

- ④参加支援事業：社会とのつながりを作るための支援や、ニーズを踏まえた支援メニューの拡充等の働きかけを実施

（３）地域づくりに向けた支援

- ⑤地域づくり事業：世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備。交流、参加、学びの機会を生み出すための個別の活動や人をコーディネート

２． 権利擁護の推進

「最期まで自分らしく生きたい」という思いは、どんな調査結果を見ても上位にくる回答です。

しかし、１００歳まで健康寿命が続き、元気でいられるとはかぎりません。近年、認知症高齢者の増加や、障がいがある方の地域生活移行の進展に伴い、成年後見制度や日常生活自立支援事業をはじめとした権利擁護支援を必要とする方はますます増加しています。

そこで、誰もが迎える最期に備えて「自分らしく生きたい」「もしものときも困らないようにしたい」という市民一人ひとりの思いをカタチにする支援の中から、法律・年金・税・福祉等の専門職ネットワークの、新たな連携の在り方を研究し、その実践を通して権利擁護のさらなる普及・啓発を図ります。

３． 「（仮称）第４次呉市社会福祉協議会活動基本計画」の策定

法人活動の強化発展を図るため、平成２３年１０月に第１期計画を策定し、以後呉市社会福祉協議会の経営計画として事業推進の根幹にある「呉市

社会福祉協議会活動基本計画」の第3次計画が令和7年度末で終期を迎えるにあたり、評価分析を行った上で第4次計画の策定を行います。

Ⅲ 継続的強化推進事業

重点的取組はもちろん、第3次呉市社会福祉協議会活動基本計画に基づき組織・財政・事業の各分野での発展強化を、令和7年度を最終年として実施いたします。

1 組織 ～地域に信頼される法人運営を目指して～

(1) 法人運営及び組織体制の強化

ア 円滑な法人運営と組織体制の整備（本部運営機能の充実・強化）

（ア）組織管理体制の整備

- a 職務分掌・決裁権限の見直し等事務の効率化
- b 諸規程の整備・コンプライアンスの徹底

（イ）緊急時における危機管理体制の整備

- a 災害対応マニュアルの統合化
- b 事業継続計画（BCP）の随時見直し

（ウ）わかりやすい情報の提供

- a ホームページやメールマガジン，SNSによる情報発信
- b 社協だよりの発行

イ 効果的かつ効率的な活動拠点の整備（部署機能の充実・強化）

（ア）地域マネジメントによる拠点整備

- a 地域共生社会の実現に向けた組織体制の検討
- b 地域共生社会推進のための適正な活動拠点の検討
- c 「呉市社協のあり方検討会」による拠点活動の検討

（イ）各部署における適正な人員配置

- a 配置基準や業務量に応じた職員定数の検討

(2) 人事・労務管理体制の充実・強化

ア ヤル気ある人材の確保とデキル人材の育成

(ア) 人材育成の仕組みづくり

- a 基本理念・職員行動規範の周知徹底
- b スキルアップ研修の計画的実施
- c 資格取得の奨励
- d キャリア形成のための他法人との人事交流や内部異動のあり方検討

(イ) 専門性をもった多様な人材の確保

- a 良質な人材確保策の検討

イ 働きやすい職場づくり

(ア) 働きやすい職場環境の整備

- a 労務管理の適正実施
- b 障害者の雇用促進
- c 社会保険労務士等専門職の有効活用
- d 総合的な人事管理システムの検討

(イ) 情報共有による部門間連携の推進

- a 局内ネットワークや Web 会議システム等 ICT の活用
- b 局内連携体制の構築

2 財政 ～安定した事業経営を目指して～

(1) 安定した財政基盤の確保

ア 事業収入財源（介護サービス等）の確保

(ア) 施設・介護事業所の効率的な経営による収益性の向上

- a 経営分析会議の開催

(イ) 介護事業所ごとの中期経営計画策定検討

イ 公費財源（補助金・受託金等）の確保

(ア) 補助・受託事業及び指定管理者等の適正な経営と財源確保

- a 安定かつ成果にマッチングした公費財源のルール化検討
- ウ 民間財源（会員会費・寄附金・共同募金配分金等）の確保
 - (ア) 会員会費，共同募金配分金の募集
 - a 会員会費募集の実施（6月～7月募集強化月間）
 - b 「赤い羽根」共同募金運動の展開（10月～翌3月）
 - (イ) 一般寄附金・指定寄附金の募集
 - a まごころ銀行への寄附金募集
 - (ウ) 効率的な資産運用
 - a 運用規程の整備
 - b リスク対応に考慮した運用
- (2) 適正かつ効果的な財源の活用
 - ア 適正な予算編成と執行
 - (ア) 適正な事業評価と計画に基づく予算編成
 - a 事業の費用対効果の測定（事務事業評価の実施）
 - b 計画的な視点に立った予算編成
 - (イ) 会計に関する法令等に基づく適切な会計処理
 - a 社会福祉法人会計基準の順守
 - b 内部牽制体制の整備
 - イ 健全で持続可能な事業経営
 - (ア) 経営コンサルティングの取組
 - a 管理監督者に対する経営勉強会の実施
 - b 経営分析による課題抽出と改善策の検討
 - (イ) 財源の効果的かつ効率的な活用
 - a 費用対効果を考慮した，地区社協助成金の見直し
 - b 財政状況にマッチした各種団体助成金の見直し

3 事業 ～暮らしを支える福祉活動・サービスの創出と提供を目指して～

(1) 地域福祉活動の充実

ア 支え合い・助け合いの心づくりと仕組みづくり

(ア) 地域における集いの場（サロン事業）の充実強化

- a 新規サロンの立ち上げ支援
- b 世話人向けのサロンメニュー支援（ひよこ塾）の実施，内容充実
- c サロンだより「笑顔の“わ”」の発行
- d レクリエーション用具の貸出
- e サロン達人バンク事業の運営
- f サロン助成金の効果的な運用
- g すこやかサロンの実施
- h 福祉専門職に対するサロン活動の情報提供

(イ) 地域づくりコーディネートの強化

- a 第2層（地区社協単位）第3層（自治会単位）における「話し合いの場（協議体）」・住民活動の創出
- b 地域包括支援センター配置の包括的支援推進員（第2層生活支援コーディネーター）との連携強化
- c 行政と協働した第1層（市全域）協議体の運営
- d 地域の関係者（自治会，民生委員児童委員，商店等）福祉専門職，行政等の多様な福祉の担い手が連携できる仕組みづくり
- e 地域の福祉力を高める「地域づくりフォーラム」の実施
- f 地区社協の活動支援（連絡調整・中央エリア支援・助成金の交付）

(ウ) ボランティアセンターの機能強化

- a ボランティアに関する相談・斡旋・情報提供機能の充実
- b ボランティア登録の推進
- c ボランティアコーディネーターの役割・機能の明確化
- d 呉市市民協働センターと連携した登録斡旋業務の充実

- e 「第40回くれ福祉まつり」の開催
- f ボランティア養成講座の実施
- g 生活支援サービス等の担い手確保のための人材育成
- h 呉市社会福祉施設連絡協議会や各種ボランティア団体との連携
- i 「小さな親切」運動呉支部との連携強化

(エ) 福祉教育・学びの機会の充実

- a 高校生施設体験学習の実施
- b 地域での出前講座の実施
- c 「わがまち人材派遣事業」への協力
- d 学校・地域・企業等で活用できる出前講座のメニュー構築
- e サロン等地域福祉活動の現場での体験学習の実施
- f キャリアスタートウィークへの協力

イ 災害時に備えた地域づくり

(ア) くれ災害ボランティアセンターの設置・運営

- a 「くれ災害ボランティアセンター運営マニュアル」の随時見直し
- b 災害ボランティアセンター運営者研修の開催
- c 災害ボランティアセンター運営団体との連携推進
- d 災害ボランティア活動支援基金を活用した防災・復興への体制強化

(イ) 災害を風化させない取組

- a 振り返り研修，防災意識向上研修の開催
- b 「歩一歩たいそう」「ぼうさいダック」の普及啓発，協力員の養成・確保

(2) 総合相談支援体制の整備・強化

ア 生活困窮者（生活困難者）の自立支援の推進

(ア) 福祉の窓口の機能強化

- a 他の相談支援機関と連携した潜在的ニーズの把握
- b 企業や関係団体と連携した支援プランの作成

- c 子どもの学習支援の推進（貧困の連鎖防止）
- d 他制度と連携した生活福祉資金の貸付及び償還指導
- e アウトリーチ（訪問支援）の積極的展開
- f 住居確保給付金支給事務の実施
- g 緊急一時生活支援事業の実施
- h 相談支援担当者のスキルアップ研修の参加または実施
- i 既存の制度では対応できない課題に対応する社会資源の開発

(イ) 重層的支援体制整備事業の推進

- a 多機関協働事業
- b アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- c 参加支援事業
- d 包摂的な地域社会づくり支援事業

イ 高齢者・障がいのある人の権利擁護の推進

(ア) 地域連携ネットワークを活用した中核機関（呉市権利擁護センター）の基盤強化

- a 権利擁護センター運営委員会の機能強化
- b 広報活動の強化
- c 親族後見人の活動支援

(イ) 支援体制の整備・強化

- a 福祉サービス利用援助事業「かけはし」の推進
- b かけはし生活支援員の稼働率向上・スキルアップの取組
- c かけはし生活支援員養成研修の実施
- d 法人後見支援員養成研修の実施
- e 親族後見人等市民を対象とした研修会の実施
- f 法人後見業務の実施
- g 市長申立てのマッチング支援
- h 財産保全・管理サービスの適正実施
- i 成年後見担当者研修の実施
- j 成年後見相談会の開催
- k 権利擁護センター講演会の開催

1 危機管理マニュアルの作成

ウ 障がいのある人の包括的な相談支援の推進

(ア) 呉地域障害者生活支援センターの機能強化

- a 身体障害専門相談の実施
- b ピアサポートサロンの実施並びに内容充実
- c 社会生活力を高めるための講座の開催並びに内容充実
- d SNS を活用した相談支援体制の構築検討
- e スポーツ・文化活動の体験教室の開催
- f 「障がいのある人への支援のてびき」を活用した相談支援
- g 「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」の作成及びモニタリング

(イ) 障がいのある人の社会参加促進

- a 意思疎通支援等地域生活支援事業の実施
- b 芸術文化活動新興事業の実施
- c 呉市身体障害者福祉センターの運営

エ 高齢者の包括的な生活支援の推進

(ア) 地域包括支援センター（高齢者相談室）の機能強化

- a 3職種が連携した相談支援体制の構築
- b 地域と連携した虐待ケースへの対応強化
- c 認知症サポーター養成研修の実施
- d 介護予防を主眼とした住民主体の通いの場の立ち上げ支援
- e 地域ケア会議の開催（個別事例の検討）
- f 介護予防プランの作成
- g 包括的・継続的ケアマネジメントの実施
- h おたっしや筋力アップ教室の開催
- i 通いの場に対する専門職の派遣調整
- j 高齢者の保健事業と介護予防の一体実施事業の展開
- k 包括的支援推進員による生活支援体制整備事業との連携

(3) 生活支援（介護・福祉サービス）の充実

ア 介護保険事業・障害福祉サービス事業の充実・強化

(ア) 関係機関との協働による包括的な支援体制の構築

a 地域包括ケア会議等を活用した包括的な支援体制の構築

(イ) 利用者の自立を支援するサービスの提供

a 介護・障害福祉サービスの運営

呉訪問介護事業所

川尻安浦訪問介護事業所

呉居宅介護支援事業所

安芸灘川安居宅介護支援事業所

音戸倉橋居宅介護支援事業所

蒲刈通所介護事業所

下蒲刈通所介護事業所

グループホーム蒲刈

ことばのおやこ教室

ことばのねっこ教室

b 自立支援を主眼とした業務マニュアルの検討

c 利用者の自立支援，ＱＯＬ向上を主眼としたサービスの提供

d 未就学児並びにその家族への支援強化

e 介護事業所におけるフレイル予防の取組強化

f 見守りロボット“Bocco emo”を使った見守りシステムの実施

イ 介護・福祉の人材養成と確保

(ア) くれ福祉人材バンクの機能強化

a きめ細かい求人・求職の相談・斡旋

b 潜在的福祉人材の発掘・育成

介護職員初任者研修の実施

介護福祉士実務者研修の実施

c くれ福祉の職場説明会の開催

d 呉市社会福祉施設連絡協議会と連携した介護助手導入の促進

ウ 在宅福祉サービスの充実

(ア) 在宅福祉サービスの推進

- a 福祉タクシー券の発行・配付
- b 紙おむつ購入助成券の発行・配付
- c 「ちょこっとサービス」の実施

IV その他の強化継続活動

(1) 呉市民生委員児童委員協議会（民児協）との連携強化

- ア 連携担当者の配置
- イ 民児協と連携した心配ごと相談所の開設
- ウ 中央地区単位民児協担当者の配置並びに活動支援

(2) 市内の福祉マンパワー養成への貢献

- ア 社会福祉士養成現場実習の受入れ
- イ 在宅看護実習の受入れ
- ウ ケアマネジメントの基礎技術に関する実習の受入れ

(3) 民間社会福祉事業功労者の表彰と関係団体との協働体制の構築

- ア 「第52回呉市社会福祉大会」の開催

(4) 関係団体の支援

- ア 「小さな親切」運動呉支部の運営支援
- イ 呉市社会福祉施設連絡協議会の運営支援
- ウ 広島県訪問介護事業連絡協議会広島南ブロックの運営支援
- エ 呉市介護支援専門員連絡協議会の運営支援